

議案第50号

長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年8月29日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長久手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数 _____ を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という）を除く。<u>次条において同じ。</u>） <u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という）を除く。 _____ ） <u>（部分休業の承認）</u></p> <p>第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長久手町条例第5号。以下「勤務時</u></p>

間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長久手町条例第5号。以下「勤務時間条例」という。))第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日に

2 勤務時間条例

第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は同条第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日に

つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤

つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間

数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休

項において準用する育児休業法第  
5条第2項の条例で定める事由は、  
職員が第3項変更をしたときとす  
る。

業について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の長久手市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 法律の改正に伴い、条例の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

- (1) 部分休業を取得できる非常勤職員の取得要件を緩和すること。(第19条関係)
- (2) 現行の部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始め又は終わりに限らず取得できるように改めること。(第20条関係)
- (3) 新たに第2号部分休業を新設し、1年度につき10日相当の範囲で1日の勤務時間の全部又は一部について部分休業を使用可能とする規定を追加すること。(第20条の2、第20条の3及び第20条の4関係)
- (4) 部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情の規定を追加すること。(第20条の5関係)
- (5) 所要の規定の整理を行うこと。

### 3 今後の影響

特にありません。

### 4 附則について

- (1) この条例は、令和7年10月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。